

経常収益(決算書)

年	万円	(特定資産取り崩し)万円	
2011	1,469	431	
2012	1,968	+422	【プラスはダメ: 収支相償違反】
2013	<u>2,273</u>	+370	【プラスはダメ】
	(利息:1328 協会:600 賛助:15社)		
2014	1,798	834	【マイナスへ修正】 【書簡集 100 セット購入】
2015	1,605	389	
2016	1,371	239	
2017	1,190	470	
2018	1,191	299	
2019	1,165	691	
2020	<u>917</u>	475	
	(利息: 515 協会:200 賛助: 6社)		
2021	<u>800</u>		
	(利息: 515 協会:100 賛助: 6社)		

2022 788
(利息: 515 協会:100 賛助: 6社)

「基本財産」 5億8632万円

「特定資産」 1億1578万円(現在)← 1億4900万円

(中山弘美先生基金)3,300万円 → すでに1,000万円支出済み

(玉木英彦先生基金)6,600万円 (2013年)

(伊藤早苗先生基金)5,000万円 (2020年)

収支相償とは、公益法人のみに適用される財務三基準のうちのひとつで、公益目的事業会計における収益から費用を差し引いた差額(経常損益)が「ゼロ」または「マイナス」となるようにしなければならない基準です。

特定資産をどう使っていくか

- ・利息は期待できないので,「使い切る」
- ・何年で使い切るか, 20年なら約500万円
- ・公益目的事業に合致しているか。(事業費)
- ・運転費をなるべく経済的に。(管理費)

緊縮案(減額:万円)

- ・東京會舘 ⇒ 私学会舘 150
- ⇒ グリーンコート 180
- ・報酬・給与(再来年度以降) 120
- ・(慎重に)
- メダル楯 24万円 ⇒ 12万円 48

収入増(努力目標)

- ・5社増 100

普通国債の利率加重平均の各年ごとの推移

年 度	利率加重平均
平成 5 年度末	5.39
平成 6 年度末	5.10
平成 7 年度末	4.64
平成 8 年度末	4.33
平成 9 年度末	4.02
平成 10 年度末	3.51
平成 11 年度末	3.12
平成 12 年度末	2.67
平成 13 年度末	2.30
平成 14 年度末	1.97
平成 15 年度末	1.72
平成 16 年度末	1.54
平成 17 年度末	1.42
平成 18 年度末	1.43
平成 19 年度末	1.41
平成 20 年度末	1.40
平成 21 年度末	1.36
平成 22 年度末	1.29
平成 23 年度末	1.24
平成 24 年度末	1.19
平成 25 年度末	1.15
平成 26 年度末	1.11
平成 27 年度末	1.08
平成 28 年度末	1.01
平成 29 年度末	0.95
平成 30 年度末	0.91
令和元年度末	0.87

財産管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第8条第1項の規程に基づき、本財団の財産管理・運用に関する事項を定める。

(運用される財産)

第2条 寄付者が寄付をする際に、その管理運用方法を指定した基本財産の場合を除き、本財団が保有し、本財団の裁量により効率的に運用すべき財産をいう。

(運用の基本方針)

第3条 定款第4条に定める事業の適正な継続、発展を確保するため、具体的な運用に当たっては、理事長の決済によって実施し、常務理事は、善良な管理者の注意を払うとともに、法令および定款に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(管理運用基準)

第4条 本財団の財産に関する具体的管理運用は、元本が毀損されず、確実に回収され、且つ常識的な運用益が得られる安全確実な方法で行うものとする。

① 銀行預金及びその他の預金等

② 国債、公債、事業債等

ただし、公債、事業債については安全確実なものとの観点から、格付け「A(S & P、Moody's)」以上の債券を対象とする。

2 原則として、以下に定めるような、特に価値変動の著しい財産、および客観的評価が困難な財産で運用してはならない。

① 価値の変動が著しい財産……………金、外貨建債券等

② 客観的評価が困難な財産……………美術品、骨董品等

③ 減価する財産……………建築物、建造物等

④ 回収が困難になる恐れのある方法…融資等

(債券格付け等の変動)

第5条 国債、公債、事業債等債券の格下げにより、前条第1項2号に規定する基準格付けに抵触した場合に、常務理事は、理事長と協議の上、損失の拡大を防ぐ為、当該債券を売却できるものとする。

(運用の確認)

第6条 理事長は少なくとも半期に1回、次の点について財産管理運用状況について運用内容の確認を行う。

① 全運用資産から生じた利子、配当等と運用利回り

② 全運用財産の個別時価評価額、信用格付け

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

仁科記念賞

東京會館	220 万円	220
私学会館	70 万円	
グリーンコート	32 万円	
賞金	60 万円×3 件	180
メダル・楯	24 万円×4 名	96
メダル・楯	12 万円×4 名	
受賞者旅費宿泊費	4 万円×(4+2)名	18
選考委員会謝金	2 万円×2 回×15 名	60
1 回対面弁当+旅費	1 万円×1 回×15 名	15
	計	589

仁科アジア賞

賞金	40 万円×1 名	40
メダル・楯	4 万円×1 名	4
航空運賃	15 万円×3 名	45
国内旅行	2 万円×7 日×3 名	42
選考委員会	2 万円×2 回×12 名	48
1 回対面弁当+旅費	1 万円×1 回×12 名	12
	計	191

仁科記念講演会

謝金	6 万円×2 名	12
講師旅費宿泊費	4 万円×2 名	8
会場費		
	計	20

出版

	案内	10 万円	10
事業費			
	事務所賃借料	5 万円×12 月	60
	大塚商会他	10 万円×12 月	120
	会議費		
	評議員会	0.5 万円×(11+3 名)×1 回	7
	理事会・運営諮問委員会	0.5×22×3 回	33
	運営会議 (7 回はリモート)		
	会計監査人	33 万円	33
		計	253
人件費			
	常務理事会	120 万円	120
	事務局長	360 万円	360
	アルバイト	120 万円	120
		計	600
計			1663
経常収入			-788
特定資産 取り崩し			875